

船岡中学校いじめ防止基本方針

八頭町立船岡中学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

本校では全ての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにとの思いから、「いじめ防止基本方針」（同法第13条）を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするということについても、「傍観者」としていじめに加担することになることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない学校の仲間づくり・雰囲気づくりに努める。

① あいさつ運動

・いじめゼロをめざした生徒会活動を推進する。

② 振り返りの日（仮称）（現在実施している各種アンケート、検査などの実施日）

・人とのかかわりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって生活していく心情を高めるために、「振り返りの日」を設定する。

③ 全校集会、全校道徳、道徳の日

・毎月 日 を自己肯定感を育てる日として位置づける。（期日については別途設定）

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくり等の基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・全校生徒加入の部活動を通しての異学年交流の充実
- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・生徒が主体的に取り組み、学び合いのある学習展開の工夫

②人との関わり方を身につけるための活動

ソーシャルスキルトレーニング等を取り入れて、一人一人の思いや考えの違いに気づかせるとともに、友だちとの関わり方について考えさせる。その中でしっかりと自尊感情を育み、明るく楽しい学校づくりに向けての態度を育てていく。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

教育活動全体を通して「活用する力」の内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組むことのできるよう授業改善の具現化を図る。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちとわかり合える楽しさや喜びを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間等における体験活動の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 早期発見・早期解決のために、全職員でさまざまな手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り、日々の観察を細やかに行うことにより、生徒の小さな変化・心のシグナルを見逃さない。
- ②「おかしい」と感じた生徒がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場で情報を共有し、チームとして当該生徒を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、直ちに当該生徒から悩み等を聞き取り、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活アンケート」や「Q-U 検査」を計画的に実施し、生徒の悩みや人間関係をしっかりと把握して、いじめゼロの学校づくりをめざす。

(2) 早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認を十分に行ったうえで、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる生徒たちに対しても、いじめていることと同様であると指導を行う。
- ④学校内だけでなく、関係機関や専門家とも連携・協力して問題の解決にあたる。

⑤いじめを受けた生徒の心のケアのために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとりながら指導する。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携

①いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をより密にして学校の取組の情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。

②いじめ問題が起きたときには、速やかに教育委員会に報告し、関係機関や専門家とも連携をとって問題の解決にあたる。

4 いじめ問題に取り組むための体制の整備

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

定期的に全職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換と今後の共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止推進委員会」(同法第22条)

いじめ防止に関する対応を実効的に行うため、いじめ防止推進委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

〔構成員〕 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、その他校長の指定したもの

(2) 関係機関と連携した組織

①いじめ問題が起きたときには、速やかに教育委員会に報告し、関係機関や専門家とも連携をとって問題の解決にあたる。

②重大事態が発生した際には、教育委員会に報告を行う。